

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 92 件

厚生年金関係 92 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

旭川厚生年金 事案 591～682（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった賞与明細一覧表から、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 92 件（別添一覧表参照）

別添

番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案591	男		昭和17年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日 平成18年11月27日	35 万円 7 万円 8 万円 4 万円
旭川 事案592	男		昭和17年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日 平成18年11月27日	75 万円 7 万円 8 万円 8 万円
旭川 事案593	男		昭和16年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日	35 万円 5 万円 6 万円
旭川 事案594	男		昭和17年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日	25 万円 5 万円 6 万円
旭川 事案595	男		昭和25年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日 平成18年11月27日	30 万円 5 万円 6 万円 6 万円
旭川 事案596	男		昭和24年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日 平成18年11月27日	60 万円 7 万円 8 万円 8 万円
旭川 事案597	男		昭和24年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日 平成18年11月27日	45 万円 7 万円 8 万円 8 万円
旭川 事案598	男		昭和31年生		平成15年12月19日 平成16年11月29日 平成17年11月28日 平成18年11月27日	30 万円 5 万円 6 万円 6 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案599	男		昭和30年生		平成15年12月19日	60 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案600	男		昭和46年生		平成15年12月19日	45 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案601	男		昭和44年生		平成15年12月19日	50 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案602	男		昭和13年生		平成15年12月19日	40 万円
旭川 事案603	男		昭和47年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案604	男		昭和47年生		平成15年12月19日	33 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案605	女		昭和49年生		平成15年12月19日	34 万円
旭川 事案606	女		昭和48年生		平成15年12月19日	34 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案607	男		昭和50年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案608	男		昭和49年生		平成15年12月19日	30 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	3 万円
旭川 事案609	男		昭和39年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案610	男		昭和50年生		平成15年12月19日	45 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	4 万円
旭川 事案611	男		昭和51年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案612	男		昭和52年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案613	男		昭和25年生		平成15年12月19日	55 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案614	男		昭和22年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案615	男		昭和23年生		平成15年12月19日	65 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案616	男		昭和43年生		平成15年12月19日	45 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案617	男		昭和52年生		平成15年12月19日	38 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案618	女		昭和39年生		平成15年12月19日	34 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案619	男		昭和54年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案620	男		昭和55年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案621	男		昭和48年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案622	男		昭和52年生		平成15年12月19日	30 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案623	女		昭和56年生		平成15年12月19日	28 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	3 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案624	男		昭和56年生		平成15年12月19日	33 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案625	男		昭和54年生		平成15年12月19日	33 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案626	男		昭和54年生		平成15年12月19日	25 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案627	男		昭和35年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案628	男		昭和41年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案629	女		昭和56年生		平成15年12月19日	25 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案630	男		昭和48年生		平成15年12月19日	38 万円
旭川 事案631	男		昭和30年生		平成15年12月19日	50 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案632	男		昭和54年生		平成15年12月19日	33 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案633	男		昭和49年生		平成15年12月19日	40 万円
旭川 事案634	男		昭和56年生		平成15年12月19日	33 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案635	男		昭和37年生		平成15年12月19日	50 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案636	男		昭和28年生		平成15年12月19日	35 万円
旭川 事案637	男		昭和38年生		平成15年12月19日	45 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案638	女		昭和35年生		平成15年12月19日	30 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案639	男		昭和25年生		平成15年12月19日	30 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案640	男		昭和57年生		平成15年12月19日	30 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案641	男		昭和57年生		平成15年12月19日	28 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案642	男		昭和20年生		平成15年12月19日	25 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案643	男		昭和52年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案644	男		昭和23年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案645	男		昭和23年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案646	男		昭和38年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案647	男		昭和21年生		平成15年12月19日	30 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
旭川 事案648	男		昭和48年生		平成15年12月19日	45 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	8 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案649	男		昭和40年生		平成15年12月19日	50 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案650	男		昭和26年生		平成15年12月19日	60 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案651	男		昭和39年生		平成15年12月19日	40 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案652	男		昭和49年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案653	男		昭和54年生		平成15年12月19日	25 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案654	男		昭和47年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案655	男		昭和58年生		平成15年12月19日	25 万円
					平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案656	男		昭和51年生		平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案657	男		昭和46年生		平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案658	男		昭和48年生		平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案659	男		昭和50年生		平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案660	男		昭和58年生		平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案661	女		昭和58年生		平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案662	男		昭和31年生		平成16年11月29日	5 万円
旭川 事案663	男		昭和48年生		平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案664	男		昭和44年生		平成16年11月29日	7 万円
					平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案665	男		昭和59年生		平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案666	女		昭和60年生		平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案667	男		昭和24年生		平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案668	男		昭和38年生		平成17年11月28日	8 万円
					平成18年11月27日	8 万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
旭川 事案669	男		昭和61年生		平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	3 万円
旭川 事案670	男		昭和56年生		平成17年11月28日	6 万円
					平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案671	男		昭和24年生		平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案672	男		昭和24年生		平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案673	男		昭和62年生		平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案674	男		昭和62年生		平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案675	男		昭和62年生		平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案676	男		昭和47年生		平成18年11月27日	8 万円
旭川 事案677	男		昭和52年生		平成18年11月27日	6 万円
旭川 事案678	男		昭和57年生		平成15年12月19日	25 万円
旭川 事案679	男		昭和44年生		平成15年12月19日	35 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円
旭川 事案680	男		昭和39年生		平成15年12月19日	35 万円
旭川 事案681	男		昭和48年生		平成17年11月28日	6 万円
旭川 事案682	男		昭和37年生		平成15年12月19日	25 万円
					平成16年11月29日	5 万円
					平成17年11月28日	6 万円

旭川国民年金 事案550

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から55年3月まで

私が20歳になると同時に、母親がA市B区役所で国民年金への加入手続をしてくれ、家族の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。

私の申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、母親が家族の分と一緒に保険料を納付しているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になると同時に、申立人の母親が、A市B区役所で申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和56年4月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間中に住んでいたA市には、国民年金被保険者となった場合に作成される国民年金被保険者名簿が無い上、申立人の年金手帳には、C市で初めて国民年金被保険者となったことを示す記載が確認でき、申立人が、昭和56年4月に、C市で国民年金被保険者となり、国民年金保険料の納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の納付記録には、申立期間における保険料の未納が確認できる上、母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等)は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案551（事案400の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年1月までの期間及び4年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年1月まで
② 平成4年5月から同年7月まで

平成21年10月9日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については記録の訂正は不要との通知を受け取ったが、私が2年1月に株式会社Aを退職する時に、国民年金の免除申請をするように勧めてくれた総務担当者の所在に関する情報が得られたので、再度調査をして、申立期間の国民年金保険料納付の免除申請をしていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料納付の免除申請をしていたと主張しているが、オンライン記録から、申立人が初めて国民年金保険料納付の免除申請を行ったのは、平成10年1月27日であり、当該手続は、9年1月に導入された基礎年金番号で行われていることが確認できる上、それ以前に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく21年10月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、平成2年1月に株式会社Aを退職する時に、国民年金の免除申請をするように勧めてくれた総務担当者の所在に関する情報が得られたとして、再申立てが行われているが、当該総務担当者と考えられる者に文書照会をするも回答が得られず、申立人の主張する国民年金保険料納付の免除申請の状況を確認することはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 3 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
⑤ 昭和 40 年 3 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
⑥ 昭和 43 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
⑦ 昭和 41 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで

申立期間①から⑦については、それぞれ、A工場、B事業所、C工業、有限会社D、E店、F株式会社、及びG株式会社で勤務していた。

いずれの申立期間についても、高校卒業後、H事業所に入った時に父母が入院し、私が仕事をしながら、アルバイトをして生計を立てていた。非番や公休の日にアルバイトをしていたが、アルバイトでも一定期間（1か月当たり 15 日程度）勤務して収入があった場合には、加入要件に該当するというので、給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立てをした7か所の事業所のうち、どこかは特定できないが、2、3か所の事業所において、間違いなく給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時、A工場において厚生年金保険の加入記録が確認できる3人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも申立人を覚えていないとしていることから、申立人の勤務実態等について、確認できない。

また、A工場は昭和 61 年 11 月 1 日に適用事業所ではなくなっている上、

当時の代表者も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等については確認できない。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、オンライン記録によれば、I市に所在する事業所で「B事業所」が適用事業所となった記録は見当たらない上、当該事業所に係る商業登記簿謄本も確認できない。

また、申立人は同職種の同僚として当時の代表者の息子の名前を記憶しているものの同氏を特定できない上、ほかに申立人は同僚の名前を記憶しておらず、当該事業所の存在及び申立人の勤務実態等についての証言等は得られなかった。

申立期間③について、当初、申立人が申立てをしていた事業所は「C工業（I市J町）」であったが、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、商業登記簿謄本も確認できないことから、申立人の勤務実態等について、確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、申立期間当時、I市J町（当時）において申立事業所と事業所名称が類似するK株式会社が厚生年金保険の適用事業所として記録されており、申立人は同社で勤務していたかもしれないと供述している。

しかしながら、K株式会社は昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間において同社が適用事業所となった記録は見当たらない上、同社は、「申立人が当社に在籍していた形跡はありません。」と回答しており、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる17人からも申立人を覚えていないとの回答を得ていることから、申立人の勤務実態等について、確認できない。

また、当時の事務担当者からは、「厚生年金保険の加入要件は、1日6時間以上の勤務時間、かつ、1か月当たり20日以上勤務日数だった。この要件に該当する人を加入させていたと記憶している。」との回答が得られたところ、申立人は1か月当たり15日程度の勤務日数だったとしていることから、K株式会社において、申立人のような働き方の者は厚生年金保険に加入する要件に該当していなかったと考えられる。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人は、勤めていたのは「L事業所（I市J町）」という事業所だったかもしれないとしているところ、適用事業所名簿によれば、L株式会社は確認できるものの、所在地はI市M町（現在はN町へ移転）となっ

ていることから、当該事業所は申立人が記憶している事業所とは別の事業所と考えられる。

申立期間④について、オンライン記録によれば、I市に所在する事業所で「有限会社D」が適用事業所となった記録は見当たらず、当該事業所に係る商業登記簿謄本も確認できない上、申立人は当該事業所の所在地について、I市中心部としており、仕事内容は建設現場での作業であったとしているところ、商業登記簿謄本によれば、申立事業所と事業所名称が類似する株式会社Oが確認できるが、同社の本店（所在地）はI市J町であり、同市中心部には所在していないことが確認できる上、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者は、同社はP工事関係の会社であった旨回答している。

また、申立期間当時、株式会社Oにおいて、厚生年金保険の加入記録が確認できる8人は、いずれも申立人を覚えていないと回答しており、このほか申立人の勤務実態等について確認できる証言等は得られなかった。

さらに、株式会社Oは、昭和48年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

加えて、株式会社Oは平成17年2月11日に適用事業所ではなくなっている上、当時の代表者は既に死亡していることから、申立期間④に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

その上、申立人は、「事業所名はQ事業所若しくはR事業所だったかもしれない。いずれにしてもI市中心部だった。」としているところ、いずれの事業所についても適用事業所となっておらず、商業登記簿謄本においても、Q事業所の該当は無く、有限会社Rの該当はあるものの、所在地がI市S町となっていることから、別の事業所であると考えられる。

申立期間⑤について、E店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において5人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人の氏名は確認できない上、連絡の取れた二人はいずれも申立人を覚えていないとしていることから、申立人の勤務実態等について確認できない。

また、E店は、昭和42年4月18日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年10月31日に適用事業所ではなくなっていることから、同年4月18日より前の期間、及び同年10月31日より後の期間において、当該事業所が適用事業所となった記録は見当たらない。

さらに、E店に係る商業登記簿謄本は確認できないことから個人事業所であったと考えられる上、当時の事業主の息子からは、事業主は既に死亡しており、給与計算及び社会保険事務を担当していた同氏の兄も既に死亡している旨の回答を得ていることから、申立期間⑤に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

申立期間⑥について、F株式会社において申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、11人に照会したところ、6人は、「申立人を覚えている。」若しくは「非番の日や休日に配送の仕事をしていた。」と回答していることから、申立人が同社においてアルバイトとして勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の事務担当者からは、申立期間⑥において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨の証言は得られなかった。

また、F株式会社は、昭和51年11月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表者も既に死亡していることから、申立期間⑥に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間⑦について、G株式会社において、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できる5人は、いずれも申立人を覚えていないと回答しており、このほか申立人の勤務実態等について確認できる関連資料等は得られなかった。

また、当時の事務担当者は、「季節雇用者は4月から11月末まで採用し、全員厚生年金保険に加入させていた。離職後は国民年金に切替え、翌年再雇用し、厚生年金保険への加入を毎年繰り返していた。申立人が勤務していたとすれば、アルバイトとして採用している。1か月当たりの勤務日数が不足し、社会保険の加入条件を満たさない場合は手続していなかった。」と回答しており、アルバイトは勤務日数によっては加入させていた事情はうかがえるものの、申立人が厚生年金保険の加入条件に該当していたことを確認できる証言等は得られなかった。

さらに、G株式会社は、申立人の厚生年金保険に係る届出については不明としている上、当時の代表者は既に死亡していることから、申立期間⑦に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

加えて、G株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月25日から50年6月1日まで
株式会社Aの設立に当たり、社長に誘われて入社し、季節雇用者として勤務した。申立期間については、社会保険の保険証をもらっており、厚生年金保険にも加入していたと考えていた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日は、昭和50年6月1日となっているが、複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において同日より前から季節雇用者として勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年4月1日であり、これより前の期間において同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立期間当時の申立人の上司は、「申立人は、昭和43年12月頃から季節雇用者として勤務していた。正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節雇用者は加入させていなかったと思う。昔のことなので分らないが、加入していない期間に給与から保険料を引くということは無いと思う。」と証言している。

さらに、前述の上司が昭和44年頃又は46、47年頃から季節雇用者として勤務していたと記憶している3人のうち、二人の厚生年金保険の加入記録は50年5月1日からとなっており、残りの一人についても申立人と同日の同年6月1日からとなっている上、申立人が同僚として記憶していた別の二人の厚生年金保険の加入記録は確認できないことを踏まえると、株式会社Aでは申

立期間当時、季節的に勤務していた者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、株式会社Aは、「申立人に係る社会保険関係書類で残っているものは、昭和51年8月5日に社会保険事務所（当時）に提出した算定基礎届からである。当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 30 日から 52 年 5 月 2 日まで
A株式会社（現在は、株式会社B）で季節雇用者として毎年5月から 10 月頃まで勤務していたが、昭和 50 年から正社員となり通年で勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が途切れている。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A株式会社に勤務していたと申し立てているが、同僚等の証言等は得られず、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことを確認できない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険の加入記録は、昭和 50 年 5 月 1 日取得から 51 年 11 月 30 日喪失まで及び 52 年 5 月 2 日取得から 53 年 1 月 29 日喪失までと確認できるところ、同社における雇用保険の加入記録は、50 年 4 月 11 日取得から 51 年 11 月 20 日離職まで及び 52 年 5 月 1 日取得から同年 11 月 17 日離職までとなっており、厚生年金保険と雇用保険の加入記録はおおむね一致している上、いずれの離職時にも雇用保険の求職者給付の支給記録が確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚のうち二人は、病気療養中であり回答は得られなかったものの、当該同僚にも、申立人と同様に冬期間を通して継続して勤務した後の期間に、季節的に雇用されたと考えられる厚生年金保険の加入記録が存在する。

加えて、株式会社Bは、「当時の資料は一切残っていない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできないが、当時、経理を担当していた者から「決算はほとんどを社内で行い、

社員から控除した社会保険料も確認していたので、厚生年金保険に加入していない人の給与からは保険料を控除していなかった。」との証言を得ている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 11 月 27 日

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたものの保険給付には反映されない記録となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、株式会社Aから提出のあった賞与明細一覧表によると、申立期間に支給された賞与から、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、特例法によるあっせんの対象とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A株式会社には面接を受け入社し、昭和 57 年は、5月頃から同年 11 月頃まで季節雇用者として、各種工事の仕事をしており、給与から厚生年金保険料が引かれていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 57 年 5 月 4 日取得から同年 12 月 15 日離職まで）から、申立人が当該雇用保険の加入期間において、A株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社から提出のあった昭和 57 年 6 月 7 日付けの「事業所非該当申請施設に就労する労働者名簿（B公共職業安定所長宛て）」に名前が記載されている 15 人のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる者はC担当の一人であり、D担当 10 人（申立人を含む）及びその他E担当等の職種の 4 人には厚生年金保険の加入記録は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における厚生年金保険被保険者数は 4 人（役員二人、C担当二人）となっていることから、申立期間当時、同社では、季節雇用者を含む従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと推認できる。

また、申立人が同僚として名前を記憶している二人については、前述の労働者名簿に運転手として名前の記載が確認できるものの、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、この二人からは、「当時、自分は厚生年金保険に

加入しておらず、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」との証言を得ており、二人共に申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付している記録となっている。

さらに、A株式会社からは、当時の資料等が残っていないため保険料の控除については不明である旨の回答を得ており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。